議案第7号

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

Γ

10 乗船手当	勤務1日につき	260円	渡海船の船長として乗
			船勤務した職員

」を

Γ

1 0	乗船手当	甲	1勤務につき	260円	渡海船の船長として乗
					船勤務した職員
		乙	1勤務につき	2 2 0 円	渡海船の機関長として
					乗船勤務した職員

」に

改める。

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第5 号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「には」を「には、平成25年3月31日までの間」に改める。

附則

この条例中第2条の規定は平成25年3月27日から、第1条の規定は同年4月1日 から施行する。

提案理由

一般職の職員について、人事院勧告に準拠して給与構造改革における経過措置額を廃 止するため、及び渡海船の特殊勤務手当の見直しを行うため、本案を提出する。